

1

随意契約理由書

1 案件名称

道路情報提供装置点検業務委託

2 契約の相手方

星和電機株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務は、路面の凍結や強風等の情報を表示し、交通事故の発生や拡大を防止するため橋梁等に設置している道路情報装置の保守点検を行うものである。

本設備は、星和電機株式会社が設計製作したもので、点検業務の実施及び故障原因の解析にあたってはメーカー独自の技術が必要であり、製作会社でしか適切な履行が確保できない。

また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検業務の一貫した保証を持たせる必要があることに加え、万一の事故時における迅速な原因究明及び復旧にあたっては、当該設備の構造を熟知している技術者を常時確保していることが不可欠であることから、上記業者に随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-6647）

2

随意契約理由書

1 委託名称

仮想統合基盤機種更新に伴う準公営企業財務会計システム移行確認業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

当局並びに中央卸売市場・港湾局においては、効率的な準公営企業会計の財務処理と財務諸表の整理・作成を行うことを目的として、準公営企業財務会計システム（以下、「システム」という。）を運用しており、本業務は、システムを継続稼働させるための仮想統合基盤（サーバ）の更新に伴い、新基盤への移行作業及び検証作業を行うものである。

本システムは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西が保有するパッケージソフトを基に、機器類・システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発した情報システムであることから、同社保有の技術によってシステムとしての性能を維持継続させなければならず、かつ、移行作業後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局総務部経理課（電話番号：06-6615-7539）

3

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲スラッジセンター自家発電設備外電気設備点検業務委託

2 契約相手方

株式会社 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回委託する自家発電設備外電気設備は、舞洲スラッジセンターの全設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であり、日常運転における重要な動力源の確保と、非常用発電設備としての高い信頼性維持のため、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき点検を行うものである。

本設備は、株式会社 明電舎が設計製作及び施工したもので、点検にあたっては自家発電設備・特高電気設備ともに設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、手入れを実施するとともに、点検に伴う当該機器の分解及び再組み立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその点検を行わせることはできず、かつ、点検後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本業務ができる業者は、製造業者の(株)明電舎から本市へ納入している電気設備の点検及び保守業務を移管されている株式会社 明電エンジニアリング大阪営業所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター（電話 06-6460-2830）